



赤い羽根福祉基金 特別プログラム

しのはらよしこ
令和7年度「篠原欣子記念財団 こども食堂応援プログラム」
申請要項

社会福祉法人 群馬県共同募金会

1. 趣 旨

「こども食堂」はここ数年で全国的な広がりを見せ、一般的な認知も広がってきています。一方で、始まった当初の「困窮状態にある子ども」の支援に加え、さまざまな理由により生活に困難を抱える地域住民全般を対象とした支援や、地域における居場所など、その機能や役割は多様化してきています。

「こども食堂」の活動は本来的にボランティアに行われてきたものであり、活動を持続させるため、食材費や開催場所の賃料などの経常的な運営に係る費用等は、多くの場合寄付や寄贈を含めた自主財源によって賄われています。そのため、助成金の申請の経験がなく不安を感じてしまい、支援を受ける機会を逃している団体もあります。

本助成では、今まで助成申請をした経験が少ない、または、申請をすることに不安を感じている「こども食堂」・「地域食堂」を主な対象として助成します。

なお、本助成は、一般財団法人篠原欣子記念財団からの資金を原資として、赤い羽根福祉基金助成のプログラムの一つとして実施するものです。

2. 実施主体

社会福祉法人 群馬県共同募金会

3. 助成事業の対象期間

2025年4月1日～2026年3月31日

※令和7年度内に実施された活動であれば、遡及して助成対象とします。

4. 対象となる団体

(1) 団体の所在地

群馬県に所在する、こども食堂・地域食堂を運営する非営利団体。

(2) 要件

- ・団体としての活動実績が分かること（HP・SNS・チラシなど）
- ・団体名義の振込口座を持っていること、または申請後に開設すること
- ・特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力※2 および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

※2 反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過し

ない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

5. 助成の対象となる活動

「こども食堂」・「地域食堂」の活動に係る経費を対象とします。

助成金対象経費

- ・ 消耗品・備品費
- ・ 印刷製本費
- ・ 通信運搬費
- ・ 諸謝金
- ・ 旅費交通費 等

助成金対象外となる経費

- ・ 人件費
- ・ 当該経費の妥当性が申請趣旨にあわないもの、または申請書から当該経費の必要性が読み取れないもの
- ・ ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険は助成対象とします）
- ・ ボランティアへの謝金（交通費などの実費弁償は助成対象とします）
- ・ 補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費
- ・ 助成対象期間（2025年4月～2026年3月）外の活動に関する経費

6. 1件あたりの助成金額

- ・ 1件あたりの助成金額の上限額は25万円とします。
（本申請要項に基づく助成枠は50万円）

7. 助成の決定

- ・ 申請書に記載いただいた内容について、本申請要項の趣旨に沿っているか、緊急性がより高い申請であるか、申請書への活動内容や経費積算の記載が適切であるか、といった点を勘案し、助成枠の範囲内で優先順位を付したうえで助成決定いたします。
- ・ 審査の結果、申請額から減額して助成金額を決定する場合があります。

8. 申請方法・結果通知

(1) 申請期間・申請方法

郵送またはメールでの申請となります。

郵送先：〒371-0843 前橋市新前橋町13番地の12 群馬県社会福祉総合センター4階
社会福祉法人群馬県共同募金会 担当宛

申請メールアドレス：shinsei@akaihane-gunma.or.jp

申請締切日：2025年11月14日（金）

申請書類は以下のとおりです。

A	団体の定款、会則、規約のいずれか ※なければ申請後に作成していただきます
B	団体の役員名簿
C	申請書
D	2024年度の事業報告書 ※ない場合はご相談ください
E	2024年度の決算書 ※ない場合はご相談ください
F	2025年度の事業計画書 ※ない場合はご相談ください
G	2025年度の収支予算書 ※ない場合はご相談ください
H	実施した活動または予定する活動がわかる既存の資料（チラシ・HPなど）

（２）申請をするにあたっての相談

申請書の書き方や事業計画の立て方など、申請書作成のお手伝いをいたしますので、希望される団体はご相談ください。

（３）結果の公表・助成金の送金

助成決定は、12月上旬の公表及び送金を予定しています。

※送金に際しては、団体名を冠した名義の金融機関口座が必要となります。

9. 助成決定後のお願い

（１）活動内容の紹介

本助成は、一般財団法人 篠原欣子記念財団からのご寄付によって行われるものであり、同財団に対して助成事業の進捗状況や結果を随時報告します。

また、本助成による活動状況や成果をホームページ・SNS等により発信していただくとともに、助成事業に伴い作成する印刷物や看板、備品等には本助成による事業であることを必ず表示してください。

（２）事業報告、収支報告書の提出

助成事業終了後、本会が定める期限までに事業報告書・収支報告書を提出してください。報告様式および証憑等の提出方法については別途ご案内します。報告書の作成の支援もいたしますので、ぜひご相談ください。

なお、助成金の精算時に必要な証憑書類等の確認ができず、助成金対象経費として認められる費用が助成決定額に満たない場合は、送金済みの助成金の一部またはすべてを返還していただくことがあります。

本助成金による活動の実施中に助成決定した内容から変更が出てきた際は、必ず事務局

まで事前にご相談ください。

10.申請・問い合わせ先

本助成金についてご不明の点などがありましたら、お気軽にご相談ください。

社会福祉法人 群馬県共同募金会 担当宛

電話番号：027-255-6596

メールアドレス：shinsei@akaihane-gunma.or.jp